

基本計画部会第4WGの審議状況について(報告)

(第10回会合～第12回会合)

第4ワーキンググループ報告（アウトプットの方向）

統計の作成関係

1 行政記録情報の活用

第4ワーキンググループの審議において統計作成に有用とされた行政記録情報等の活用（P）

経済センサスへの雇用保険情報及び労災保険情報の活用

住民基本台帳情報を活用した住民基本台帳人口移動報告の集計の詳細化

法人企業統計調査への有価証券報告書情報の活用

オーダーメイド集計の形態による国税情報の活用

統計委員会答申で指摘された行政記録情報等の活用の検討

漁業センサスへの漁船登録データ、法人土地基本調査への固定資産課税台帳、医療施設調査への医療機能情報など統計委員会答申で指摘された行政記録情報等については答申に基づき活用を積極的に検討。

行政記録情報等の調査の原則化

平成21年度以降、各府省（統計作成部局）は、統計の整備に活用できる行政記録情報等をあらかじめ調べることを原則化。

総務大臣による統計調査の審査及び統計委員会の各部会における基幹統計調査の審議の際に事前調査状況を確認。

行政記録情報等の保有機関における集計の活用

行政記録情報等の提供が困難な場合の措置として、各府省（統計作成部局）から行政記録情報等の保有機関に対し、オーダーメイド集計の形態による集計を依頼。

行政記録情報等の活用に関する環境整備

総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、行政記録情報等の活用について国民や企業の理解の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的な方策及び行政記録情報等を直接あるいは補助情報として活用できるかを実証的に検証する枠組みを検討する会議を設置し、平成 年度末を目途に結論を得る。

2 民間事業者の活用の在り方

民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等

関係府省は、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行を前提としつつ、民間事業者の活用を推進。特に、「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、活用による効率化等が見込まれる場合、積極的に民間事業者を活用。

なお、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査に係る「調査員による実査」業務での活用については、民間事業者の履行能力の現状等を踏まえて、所管府省において、その可能性を慎重かつ十分に検討。

民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備

総務省（政策統括官）は、関係府省と連携し、平成 年度末までに「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者に対する事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映。

民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善

関係府省は、平成 年度に統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置。

関係府省は、統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証を行うとともに、平成 年度にこれら情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催。

3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実

【国民・企業への広報・啓発活動の充実】

総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査結果を利用することの具体的な有用性（国民生活等にどのように役立っているか）を広報するとともに、調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で掲載するための具体的方策を平成 年度までに策定。

各府省は、上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容を改善。

【非協力者への対処方針】

総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、調査への非協力者に対する具体的な対処方策を平成 年度までに策定。

各府省は、上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処。

【統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充】

総務省は、関係府省の協力を得て、統計研修所における研修への受入れを含め、教員に対する研修を拡充。

総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査結果を、教員が児童・生徒に教える際に使用する教材として提供するにあたり、その具体的な有用性（国民生活等にどのように役立っているか）が分かり易く、児童・生徒が関心を持つ、使いやすい教材として掲載するための具体的方策を平成 年度までに策定。

各府省は、上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容を改善。

統計の利活用関係

1 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供

ガイドラインに基づく事務処理の実施

各府省は、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」（仮称）及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（仮称）に基づき、二次利用に係る事務処理を適切に実施。

利用可能な統計調査やサービスの周知

各府省は、毎年度当初に、当該年度に二次利用の対象とする統計調査や提供サービスに関して、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付期間、提出予定時期等の計画をインターネット等で公表。

総務省（政策統括官）は、各府省の年度計画を取りまとめ、各府省における前年度の実績とともに、統計法第55条に基づく施行状況の報告と併せて統計委員会に報告。

制度の円滑な運用

各府省は、基幹統計調査の中から対象とする統計調査や提供するサービスを選択することで提供できるサービスを確保し、統計法が全面施行される平成21年度から、二次利用に係る事務処理を開始。

平成22年以降、利用ニーズやリソースの拡大状況を踏まえ、順次、対象の統計調査やサービスを拡大するとともに、将来の二次利用の在り方について、統計データ・アーカイブやオンサイト利用と併せ検討。

各府省は、毎年度、二次利用のニーズに適切に対応するための人的、予算的なリソースの確保に努力。

制度に係る事務処理の委託

各府省は、自らオーダーメイド集計や匿名データの提供を行うことが困難な統計調査やサービスがある場合、政令で定める独立行政法人等に必要な事務処理等を委託。

各府省が当該委託を行い得るよう、総務省は、平成 年度の早期に政令で定める独立行政法人等を確保するよう努力。

2 統計データ・アーカイブの整備

統計データ・アーカイブの整備

総務省（政策統括官）は、統計データ・アーカイブの整備に向けた検討を実施するため、各府省や有識者等の協力を得て、統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）を設置し、その整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲・保存方法を平成 年度までに検討し、成案を策定。

政府は、統計データ・アーカイブの整備について、総合科学技術会議や関係学会等に対し協力を要請。

調査票データの保存方法

総務省（政策統括官）は、上記の検討会議において、各府省の統計データの適切な保管・管理を図るため、各府省の基幹統計調査に係る調査票データ、調査概要書類、符号表等の保管・管理に関する統一的な基準等を検討し、ガイドラインを平成 年度に策定。

各府省は、上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管・管理。

3 各府省でのデータ共有の推進

総務省及び各府省は、最適化計画に基づき、毎年度、データ共有の推進に貢献する各種の取り組みを積極的に推進するとともに、その取り組みのフォローアップを通じて、最適化計画や共同利用システムに関する課題を的確に把握し、適切に対処。

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第10回） 議事概要

1 日 時 平成20年6月10日（火）16:30～18:27

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出 席 者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、

総務省（統計局）、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）安田総務省政策統括官付調査官
林総務省政策統括官付調査官

4 議事次第（1）行政記録情報の活用について

（2）オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について

（3）「報告骨子（案）」について

（4）その他

5 議事概要

（1）行政記録情報の活用について

経済センサスへの「税務データ」の活用について、統計部局側である総務省統計局及び経済産業省から、資料1等に基づき、その必要性について、また、行政記録所管部局側である国税庁から活用可能性等について説明が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 個別の「税務データ」については提供できないが、集計結果については、法令上も技術的にも提供可能と思われる。しかしながら、現在ある国税庁の統計職員だけで別途の集計に対応することは不可能。また、継続的に別途の集計結果を提供する場合、国税庁の予算内でランニングコストを負担し続けることも困難。人、モノ、カネの措置を検討いただきたい。
- ・ 経済センサスに「税務データ」の集計結果を利用することは可能なのか。
経済センサスへの活用を期待している効果は2点あるが、母集団名簿への利用については、集計結果では活用不能、経理事項の精度向上については、調査できなかった事項に係るデータを補完するデータとして一定の効果が考えられる。
- ・ 「集計結果の提供は可能だが、個別データの提供は無理」とのことだが、最終的に情報が漏れないシステムが構築され、守秘義務が担保されていれば、どちらも提供できるのではないか。
所得税法をはじめとする全ての税法で、「外部に秘密を漏らす」ことを禁止しており、データを庁外に出すことも「漏洩」としてきた。これは、申告納税制度を維持するために必要不可欠な規定であり、厳格に運用してきたところ。個別データを統計作成に活用するためには、税法に「統

計のために提供することを認める」旨の規定を設けることを検討する必要がある。

(2) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について

事務局から、資料2に基づき「統計データの二次利用促進に関する研究会」の中間取りまとめの骨子、オーダーメイド集計と匿名データの作成・提供に係るガイドラインの骨子、資料3に基づき統計データの二次利用に係るその他の論点、資料4に基づき二次的利用の推進方針の在り方についての検討資料(案)について説明が行われた。

上記の説明を踏まえ、統計データの二次的利用の運用について審議が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 二次的利用の提供を行う統計調査について、将来に向かって提供範囲を拡充するような制度にするためにも、「提供可能なサービスの提示」や「統計委員会への実施状況の報告」などを行うことは是非、採用していただきたい。
- ・ 府省内に秘匿プログラムの設計や抽出テクニックを有する人材を育成することが重要。また、リソースを有効に活用するため、実施機関を集中的かつ効率化して運用するべき。
- ・ 民間企業であっても新しい事業を開始する時には、設備投資やR&Dなどの先行投資を行うもの。政府として新たなサービスの提供を始めるのであれば、予算確保の提言などをしっかり基本計画に書き込む覚悟がなければ、利用者にとってもメリットを感じられないものになる。
- ・ 事務局の提案は、制度立ち上げ時の運用方法としては理解できるものの、統計委員会としては二次的利用の「あるべき姿」を描かなければならない。

国土交通省の体制及び予算は既存の統計の質を維持するだけで精一杯の状況である。二次的利用については、サービスを提供する調査を絞ったとしても制度発足時からサービスを提供できるか約束できない。もっと大きな政府全体の制度として検討してほしい。

二次的利用システムの共通化について、集計業務は各府省の業務とされている現状では直ちに一本化することは不可能。各省が個別にスタートし、共通化できる部分はどこなのかを探りながら進めていくのが道筋と考える。

- ・ 二次的利用が各府省にとって大きな負担であることは理解できるが、統計法改正の目玉の一つであり、21年4月には運用を開始できるよう取り組まなければならない。
- ・ 不適切利用の対処について、ある府省で不適切利用があった場合、別の府省で利用制限することは可能か。

一般論として、法令に違反する行為があったとき、それに課すペナルティは比例原則(行政上の目的に対して、必要な範囲の制約を選択すること)に従うべきである。当該事例のような不適切利用の対処としては、今後の利用を制限することも、別の府省での利用を制限することも、妥当なペナルティと考えられるが、欠格期間を無制限とはせず、一定の期間の制限とすべきであろう。

学会等で自主的に倫理規定を設ける形での社会的制裁も必要ではないか。

- ・ 民間企業では、情報セキュリティの観点から社内のパソコンにUSB等の接続を禁止する所もある。セキュリティの確保という点で、匿名データ等を広く大学の学部生に利用させることについては、十分に検討すべきなのではないか。また、営利企業に統計データを二次的利用させることも、実査への影響など、国民の信頼という点から考慮すべき事項があるのではないか。

- ・ 二次的利用の審査は形式審査を重点にすべきである。また、提出書類について、法律の許す範囲で誓約書を入れることも利用者への認識を高めるという点で意味があるのではないか。

(3)「報告骨子(案)」について

本日の議題としていた「報告骨子(案)」については、次回会合において検討することとなった。

(4)その他

事務局から、資料6に基づき、これまでの審議状況を踏まえ、今後の進め方について一部変更したい旨の提案が行われ、了承された。

次回の第4ワーキンググループ会合は、6月24日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第11回） 議事概要

1 日 時 平成20年6月24日（火）16:30～18:40

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者

竹内委員長、廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、
総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、安田総務省政策統括官付調査官
林総務省政策統括官付調査官

- 4 議事次第（1）民間事業者の活用の在り方について
（2）「報告骨子（案）」について
（3）その他

5 議事概要

（1）民間事業者の活用の在り方について

事務局から、資料1等に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用の在り方について説明が行われた後、当該活用の在り方の論点に関する審議が行われた。主な意見は次のとおり。

【統計調査の実施プロセスの管理】

- ・ 民間事業者の活用に関して、統計調査の実施プロセスの管理モデルを提示することは重要。また、将来的にプロセス管理のシステムが確立し、経験やノウハウが蓄積した後は、民間の創意工夫が生かせるようなプロセスに対する官の関与は軽減されるべき。
- ・ 方向性について、「必要に応じて、受託事業者に対して国が指導を行うべき」とあるが、これはトラブルが起こったときに手厚く対応するような印象を受けるが、新規参入業者が増加してきた場合、初回の受託事業者には手厚く指導するなど経験の有無等に配慮することを明記していただきたい。
- ・ 民間事業者を活用する場合だけにプロセス管理が必要なわけではなく、統計調査全般についても、統計の品質を確保する上でプロセス管理を行うことが必要ではないか。
- ・ 郵送調査についてのみプロセス管理のマニュアル化が整理されているが、調査員調査についても必要なことであり、最終的にはマネジメントシステムが確立されれば第三者的な監査への移行も可能であることから、研究・開発のテーマとして整理することが必要ではないか。

【統計調査に対する報告者の信頼感の確保】

- ・ 方向性としては広報活動が必要なものであって、ツールの一つにインターネットのホームページへ

の明示だけを記述するのは限定しすぎではないか。

- ・ 個人情報の方がプライバシーよりも広い概念なので、プライバシーとはいえないような個人情報であっても保護意識が高まってきているので、表現を変えた方が良い。
- ・ 企業情報の中には戦略的な情報として公開できないものもあるが、政策的に有用な情報も数多く含まれているので、公共的な目的から積極的に公開する必要があるのではないか。

【民間事業者の受託能力の継続的な実態把握及び事業者情報の共有化】

- ・ 宅配業者が市場調査会社と連携するなど新しいビジネスモデルが出てきているので、このような情報を府省間で共有化するためにも、十分に実態を把握することが必要ではないか。
- ・ 事業者情報の共有化を図るには民間事業者の理解と協力が必要であることから、そのための手続きが用意されるべきではないか。

【活用効果の検証及び検証結果の共有化】

- ・ P D C Aサイクルの導入は望ましいことだが、その成果をどのようにフィードバックするのも重要な視点。

上記の委員等の意見を踏まえ、必要な修正を行うこととされた。

(2) 「統計システムの高度利活用に関する三つの提言」について

出口委員から、資料3に基づき、統計システムに関する榊・出口両委員からの提案事項について説明が行われた後、提言内容に関する意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 本提言については統計法の枠を超えた、政府全体の業務・システム最適化に対する提言と認識。本WGでは、行政記録情報の活用についても統計調査の二次的利用についても、まずは実現可能な事項を実施すべく検討を進めてきたところであり、行政が保有するあらゆるデータについて、加工・集計が可能なシステムの構築については、実現可能性が見通せない。

本提言は統計法の範囲内での提案と理解している。また、本提言では、「行政記録情報の二次的利用」という中長期的課題を整理したものであり、21年4月から実現すべき課題との整合性を考えながら資料を作成。まずは、本提言の研究・開発を開始し、方向性を示すべき。

研究・開発の重要性は理解できるので、統計作成部局はデータ等の提供を行い、大学や研究機関などの研究・開発に適した組織が、個別・具体の課題に即して研究・開発を担うことが、より実現可能性の高いスキームではないか。

- ・ 提言(2)について、民間データは作成者それぞれの財産であり、統計委員会としては民間データを公共財と法的に位置付けるような提言は引き受けられない。また、提言(3)について、産官学連携での研究・開発は必要なので、学会等との協力により研究・開発を進めることも検討すべき。

民間データを公共財と位置付けることは時期尚早との意見は理解。ただし、抽出フィルターの構築については、報告者の負担軽減の観点からシステムを導入する必要もあるのではないか。

- ・ 官学連携については、まず、官（政府）がエビデンスベースの政策実現に対するニーズを明確に示したうえで、そのニーズに答える形で、学が研究するという仕組みが必要。
- ・ 「エビデンスベースでの政策実現」は政策実施部局が責任を負うべきものであり、一方、統計作成部局は政策実施部局が適切な政策立案をしやすい環境を整える責務を負っている。3つの提言に

は統計作成部局として努力すべき点もあるが、その実現可能性については、検討しなければならない点が多い。

(3)「報告骨子(案)」について

事務局から、資料2に基づき、説明が行われた後、それぞれのテーマごとに審議が行われた。主な意見は次のとおり。

【 - 1 行政記録情報の活用】

- ・ (3)の「ウ 行政記録情報等の調査の原則化」は是非導入すべきであるが、これは行政記録情報等の有無のみを調査するのか、それとも、行政記録保有部局への活用可能性の働きかけまで含んだ仕組みなのか。また、統計委員会がどのように関与していくのか、など明確にすべきではないか。

【 - 2 民間事業者の活用の在り方】

- ・ 基幹統計調査の中には政府が責任を持って実施すべき調査もあり、そのような調査を民間開放するときには慎重に検討すべきではないかと考えるが、ここでいう「民間事業者の活用」と公共サービス改革法に基づく「民間開放」とは、どのように整理して議論されているのか。

第4WGでは、統計の立場から民間事業者を如何に効果的に活用するかという観点から議論してきたところ。その意味では、「民間事業者の活用」という言葉が最も一般的で妥当な表現であるとする。従って、公共サービス改革法に基づく「民間開放」に限定するものではない。

- ・ (1)の「ア 活用の必要性」では、リソースの制約から民間事業者の活用に関する必要性を述べ、(1)イの「(ア) 活用の前提として留意すべき事項」では、民間事業者の活用自体が目的ではないと整理しているが、伝えるべき趣旨をはっきりとさせるためにも統合して記述すべきではないか。

また、他のテーマと平仄を合わせる意味で、(1)には「現状」を整理し、(3)には見出しを付けるべきである。

更に、本骨子(案)では様々な手続きや留意点が整理されているが、これらの取組で全ての活用方策が網羅的に整理されているのかが読み取れない。最終的な民間事業者の活用の姿が見えるように整理すべきではないか。

- ・ 民間事業者を活用するに当たって、慎重かつ十分な検討が必要とされている統計調査は、いわゆる基幹統計調査と同義なのか、整理することが必要ではないか。

【 - 3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充】

- ・ 統計教育の拡充を「エビデンスベースでの政策実現」の観点から強調するならば、数学よりも社会科の中でどのように統計データを活用するかという視点を盛り込むべき。一方で社会科の教師は、これまであまり統計データを用いた授業を行っていないのではないかとと思われるので、総務省統計研修所などの機関を、広く一般の統計教育や研修を行う場として位置付けることを「取組の方向性」に書き込んでいただきたい。

- ・ 2009年4月から、教育職員免許法の改正により教員免許は更新制となるが、このような更新の際に、統計研修についても必ず受講するような仕組みを検討してみることも良いのではないか。

【 統計の利活用関係】

- ・ 本骨子案では、オーダーメイド集計及び統計データ・アーカイブについて「統計データの二次利

用促進に関する研究会」の中間報告に基づき整理されているが、具体的に21年4月からスタートさせるための一般論として整理すべき論点と、「エビデンスベースでの政策実現」のための論点を、切り分けた上で整理していただきたい。

- ・ 統計の利活用全般について、現在ある統計組織のリソースの範囲で実現できるものは限られる。この分野については、(第1WGの課題である)人員や予算の手当ても含めて、第4WG報告を出すべきではないか。
- ・ 新統計法には規定がないものの、海外の事例を見るとオンサイト利用は一般的なスキームであるので、(3)の「ウ 制度の円滑な運用」にはオンサイト利用という文言を記載し、運用に向けた検討を進めていただきたい。
また、統計データ・アーカイブ整備の「イ 現状」において、諸外国では広く利用されているとあるが、ICPSRやエセックス大学のESDSの統計データ・アーカイブは、あくまでも匿名データの提供機関であり、保存すること自体を目的とした機関はそれほど多くない。匿名データと今回議論している統計データ・アーカイブが混同して解釈されていると思われるので、2つは分けて整理すべきである。
- ・ 各府省におけるデータの共有とは、統計作成部局のみを想定しているのか、それとも「エビデンスベースでの政策実現」の観点から政策実施部局もアクセス可能なものを目指すのか。将来的に統計データ・アーカイブが、どれだけ政策決定に寄与できるのかも明確に示す必要があるのではないか。
- ・ 統計データ・アーカイブについて、現在「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が開催されており、そろそろ中間報告が出るところである。
先般の第4WGにおける議論では、統計データ・アーカイブは半現用または現用の文書保管ということで、有識者会議でいうところの「中間書庫」的な性格のものになると思われるが、来年の通常国会に提出予定の公文書管理法案では、中間書庫についても規定することとしており、統計データも現用であるならば、行政文書との枠がかかることになる。
統計データ・アーカイブを特別な扱いとすることも十分あり得ると考えるが、その場合、統計データ・アーカイブを一般行政文書とは違う形で作ることにについては、説明責任が生じる可能性があることも考えておくべきである。

の議論を踏まえ、改めて以下の指摘等に留意しつつ再整理した上で、次回会合に「報告(案)」として資料提出することとされた。

- ・ 「取組の方向性」と「具体的な措置、方策等」とで類似の記述もあるため、整理・統合が必要ではないか。
- ・ 行政記録情報の活用については、より踏み込んで内容を記述すべきである。
- ・ 民間事業者の活用の在り方については、「基本的な考え方」を明確に記載するとともに、「現状」をより詳細に記述する必要がある。
なお、「委託に慎重かつ十分な検討が必要」とされている箇所及びその例示について、当該要件が基幹統計の指定要件と同義であるかどうかは、他のWGにおける検討結果次第でもあり、現時点では基幹統計との文言は用いることができないことを理解いただきたい。
- ・ 統計教育については、「算数・数学の一部とされている」面があり、社会科における統計の重要

性についても盛り込むべきである。

- ・ 匿名データの作成・提供やオーダーメイド集計については、現在のリソースで実施するには限界があることは事実であり、予算・人員が必要なことを明記したい。また、オンサイト利用についても、何らかの形で整理したい。
- ・ 公文書管理法案との関係に関しては、一般の行政文書と統計データ・アーカイブとの間でどのように役割分担するのかについて、統計作成者側に説明責任が生じるため、基本計画の議論とは別途のことではあるが、十分に留意すべき事項である。

(4) その他

次回の第4ワーキンググループ会合は、7月8日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第12回） 議事概要

1 日 時 平成20年7月8日（火）16:30~18:05

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出 席 者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、出口委員、堀江委員、松井委員、
総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
安田総務省政策統括官付調査官、林総務省政策統括官付調査官

4 議事次第（1）「報告骨子（案）」について
（2）その他

5 議事概要

（1）「報告骨子（案）」について

出口委員から、資料2に基づき、統計システムに関する提言及びITの利活用に関する報告骨子案についての説明の後、意見交換が行われた。その結果、第4ワーキンググループ報告案に「ITの利活用に関する研究開発」の項目を追加することとなった。主な意見は次のとおり。

- ・ ITの利活用に関する報告骨子案においては、関係機関として内閣府や経済産業省が記述されているが、当該利活用は政府全体として取り組む問題であり、また、目的外利用等統計制度にも関わる点もあるので、特定の機関のみ記述することは適当でない。
- ・ ツールであるIT部分のみが基本計画に盛り込まれ、それが10年後、統計の在り方を拘束するようなものになるとすれば問題である。
- ・ この問題は、技術的にこれから開発すべき多くの課題があるため、政府全体で取り組むのではなく、初めは小規模な形で着手し、その成果が確認された段階で次のステップに進むことが適当ではないか。
- ・ ITの利活用のための研究開発に当たっては、統計データ間のリンケージが必須となるが、こうした手法については、行政機関が統計データを様々な目的で自由に使用していると国民に与え、調査統計への信頼性を損なう恐れがあるため、その点に関し十分配慮すべきである。

事務局から、資料1に基づき、前回会合での骨子案に関する議論を踏まえて作成した骨子修正案について説明が行われた後、審議が行われた。主な意見は次のとおり。

【 - 1 行政記録情報の活用】

- ・ 今回、行政記録情報の統計作成への活用が一步前進したことを評価する。国民から二重に情報をとるような状況が続く場合には、何が障壁なのかを明らかにし、国民の選択を求めるべきである。

【 - 2 民間事業者の活用の在り方】

- ・ (1)の「イ 現状」における民間事業者の履行能力に関する記述は、他の項目に比べて必要以上に細かすぎるので簡略化すべきである。
- ・ 「調査員による実査」業務において民間事業者を活用する際に慎重かつ十分な検討が必要な調査の類型のうち、三番目の「閣議に報告されるなど調査結果が政府の経済財政運営の基礎資料として利用されている調査」については、該当する調査が恣意的に拡大しないよう、「閣議に定期的に報告されるなど」等と限定的な表現にする必要がある。仮に、広い解釈が可能な表現とせざるを得ないのであれば、当該類型に該当する調査が否かを判断する主体を明記すべきである。
- ・ 「調査員による実査」業務において民間事業者を活用する際に、慎重かつ十分な検討が必要な調査の類型については、骨子修正案に掲げられているもののほかに、「国民の生活及び権利義務に大きな影響がある調査」というものを追加できないか。この類型に該当する調査としては、最低賃金の策定等に利用されている賃金構造基本統計調査等が考えられる。
- ・ (3)の「ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等」の第1パラグラフについては、趣旨の明確化のため、最後の「積極的に民間事業者を活用」の前に「活用による効率化が見込める場合には」との記述を追加してはどうか。

【 - 3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実】

- ・ 「非協力者への対処方針」の部分は、報告義務とその違反・罰則に関する記述が中心となっているが、新たな統計法では調査妨害等に関する規定も設けられているので、調査妨害等への対処方針に関することも記述する必要があるのではないか。
- ・ 「統計教育」という用語は、非常に印象が薄くメッセージ性がないため、例えば「利活用に重点を置いた統計教育」等のように修飾語を付けた方が良いのではないか。

【 - 2 統計データ・アーカイブの整備】

- ・ 学の力を活用し、官庁統計に関するインフラ整備を進めることが重要である。

(2) その他

今回の第4ワーキンググループ会合は、7月29日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>